

一定面積以上の土地取引には届出が必要です！

土地の売買・賃借・交換・営業譲渡など、一定面積以上の土地取引に係る契約をした場合、土地の権利取得者(買主など)は国土利用計画法の規定により、その土地が所在する市町村に届出が必要です。

【届出の対象となる面積】

- ・市街化区域 2千㎡以上
- ・市街化区域以外の都市計画区域内 5千㎡以上
- ・都市計画区域外 1万㎡以上

【届出期限】

契約締結日から2週間以内(締結日を含む)
 ※提出期限を過ぎた場合でも、届出書の提出が必要です。

【提出書類(各3部)】

- ・土地売買等届出書
- ・土地売買等契約書(写し)
- ・図面(縮尺などの詳細については町ホームページをご覧ください。)
- ・委任状(代理人が届出する場合)

※届出をしないと法律で罰せられることがあります。
 ※提出様式や制度の詳細については、[町ホームページ](#)をご確認ください。



問い合わせ先 総務課 企画統計グループ

江差税務署からのお知らせ

江差税務署での相談は『事前予約』が必要です。国税に関する相談をする場合は事前に税務署へご連絡の上、お越しく下さい。なお、次の①～③で解決もできますので、是非ご利用ください。

- ①国税庁ホームページ内「チャットボット」
- ②国税庁ホームページ内「タックスアンサー」
- ③国税相談専用ダイヤル

☎0570-00-5901

受付時間 平日8時30分～17時00分



チャットボット



タックスアンサー

問い合わせ先
 江差税務署 ☎0139-52-0078

上ノ国町 LINE公式アカウント

友だち募集中

@kaminokuni



★有料広告

MORI FARM

で、一緒に働きませんか？

1

ブロッコリーの

収穫

期間：随時～11月中旬
 時間：6時～12時(うち4～6時間)
 場所：弊社所有圃場(上ノ国町内)

2

ブロッコリーの

選別・加工

期間：随時～11月中旬
 時間：8時～16時(うち4～7時間)
 場所：弊社所有倉庫内(宇佐岡)

年齢：59歳以下 時給：1,010円～ 休日：毎週日曜日
 その他：週2回から出勤可能、土祝のみも大歓迎

詳細は 050-8892-2707 まで
 ご連絡ください。(担当:木村)